

平成19年12月19日  
会計課長決定

平成20年10月17日一部改正

## 人事院契約監視委員会の運営について

人事院契約監視委員会について（平成19年12月19日付け事務総長決定）第9項に基づき別に定める事項は、次のとおりとする。

### 1 会議の留意点等

委員会の会議に当たっては、入札案件については競争参加資格の設定等が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意し、特に、応札者（応募者）が1者しかない契約について重点を置き、随意契約案件については随意契約の理由及び契約の相手方の選定方法が適正に行われているかについて重点を置くものとする。

### 2 対象一覧表の作成

(1) 会計課長は、委員会の会議の対象となる全ての契約について、次に掲げる契約の一覧表を作成する。

- ① 会議開催前の半年間（4月～9月、10月～3月）における契約に係る次の資料  
イ 一般競争による契約の一覧表（別添様式2-1）  
ロ 随意契約（企画競争、公募を含む。）による契約の一覧表（別添様式2-2）
- ② 前記①の期間における応札者（応募者）が1者の契約状況（別添様式3）
- ③ 前記①の期間における低入札価格調査制度調査対象契約の発生状況（別添様式4）

(2) (1)に掲げる契約の一覧表は、次に掲げる契約の方式の順に作成することとし、一覧表には契約の方式ごとの件数を記載した総括表（別添様式1）を添付する。

- ① 一般競争入札方式
- ② 企画競争方式（随意契約）
- ③ 公募方式（随意契約）
- ④ 随意契約で②・③方式以外のもの

(3) (1)に掲げる契約は、地方事務局（所）及び公務員研修所（以下「地方事務局等」という。）における契約を含むものとし、次の契約は含まないものとする。

- ① 予定価格が160万円を超えない財産買入（印刷を含む。）の契約
- ② 予定価格が80万円を超えない物件借入の契約

- ③ 予定価格が100万円を超えない財産の買入及び物件の借入以外の契約
- ④ 国の行為を秘密にする必要のある契約
- ⑤ 一つの契約について他省庁を含む複数官署が関連する場合において、人事院（地方事務局等を含む。）が実際の契約事務を担当していない契約

### 3 案件の抽出

会議の対象となる案件は、前項により作成された一覧表から抽出して行う。

### 4 案件の説明

会計課長は、抽出された契約案件ごとに次の項目を記載した資料に基づき案件の説明を行う。

- ① 契約件名（内容）
- ② 契約の相手方
- ③ 一般競争・随意契約の別
- ④ 随意契約の場合にあっては、随意契約の理由
- ⑤ 予定価格
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 再委託があった場合のその内容、金額にしめる割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性
- ⑧ 過去に同様の契約があった場合にはその状況
- ⑨ その他特に記載すべき事項

### 5 意見の具申又は勧告

委員会による意見の具申又は勧告は、報告の内容又は審議した対象契約案件に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認められる場合に、必要な範囲で、総括審議官に対してなされるものとする。

### 6 委員等の公表

- (1) 委員の氏名及び職業は、ホームページにおいて公表するものとする。
- (2) 議事概要、意見の具申及び勧告は、その内容を速やかにホームページにおいて公表するものとする。

### 附則

この決定は、平成19年12月19日から適用する。